

# 令和3年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 業務の概要

### (1) 事業名

令和3年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務

### (2) 事業の目的

仁淀川地域観光振興計画に基づく「仁淀ブルーDMO」観光戦略の推進に必要なアドバイス及び実行支援並びに令和4年度から5年間の仁淀川地域観光振興計画（観光戦略と一体化した新たな計画）の策定を支援することを目的とする。

### (3) 事業の内容

別添「令和3年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

## 2 見積限度額

5,500千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

## 3 審査委員会の設置

別途定める「令和3年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

## 4 企画提案者の募集

上記1の委託業務の委託先を決定するため、企画提案者の募集を行うこととしますが、その方法はこの募集要領に基づいて行います。

具体的には、以下に記載する日程及び申込方法を参照してください。

## 6 企画提案者の決定方法

公募型

## 7 資格要件

参加者の資格要件は、次の条件をすべて満たす法人とします。

(1) 「令和3年～5年度 高知県競争入札参加資格登録者」であること

(2) 参加申し込み時点で「高知県物品購入等関係者指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること

- (3) 自治体やDMO等から商品造成、観光地域づくり、観光戦略策定、DMOアドバイザーに関わる類似業務を受託した実績を有していること
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理を有し、関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、打合せ等に常時参加できる体制がとれること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定（別紙1）に該当しない者であること

## 8 質疑と回答

質疑は、別紙2により受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けません。

- ・受付期限 令和3年6月9日（水）17時00分必着
- ・提出方法 FAX（電話で着信を確認してください）
- ・回答 令和3年6月14日（月）までに、当協議会のホームページに掲載

## 9 参加申込及び資格要件の審査

本企画提案への参加申込は、参加申込書（別紙3）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込にあたって提出する書類を次表に示します。なお、資格要件の審査は、その際に合わせて審査をします。

[提出書類、様式及び提出部数等]

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
別紙3	参加申込書	A4縦方向	1部
別紙4	法人の概要書	A4縦方向	1部
別紙5	事業実績一覧表	A4縦方向	1部

- ・提出期限 令和3年6月15日（火）17時00分必着
- ・提出方法 FAX（電話で着信を確認してください）

## 10 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と当協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。3日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなります。

## 11 企画提案書等の作成

別途定める「令和3年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり作成するものとします。

## 12 審査

別途定める「令和3年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

## 13 審査結果

審査結果は、6月下旬の審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。

## 14 日程（予定）

令和3年6月3日（木） 募集開始  
9日（水） 質疑受付の締切  
14日（月） 質疑回答期限  
15日（火） 企画提案参加申込書等の提出期限  
17日（木） 企画提案書の提出期限  
21日（月） 審査委員会開催 14:00 から（プレゼンテーション有り）  
6月下旬 審査結果の通知、委託内容の協議等、委託契約の締結

## 15 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限る。）します。
- ・契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。

## 16 問い合わせ先

〒789-1202 高知県高岡郡佐川町乙 2060-2  
一般社団法人仁淀ブルー観光協議会 担当者：西岡、川崎  
TEL：0889-20-9511  
FAX：0889-20-9522  
E-mail：kanko@niyodoblue.jp

## 17 留意事項

- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- ・次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ①提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
  - ②審査委員又は一般社団法人仁淀ブルー観光協議会関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ・参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後、当協議会との取引が不利になることはありません。

## 地方自治法施行令&lt;抜粋&gt;

(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

最終改正：令和元年五月三十一日公布（令和元年政令第十五号）

(一般競争入札の参加者の資格)

**第百六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

F A X 送 信 票 ( 0 8 8 9 - 2 0 - 9 5 2 2 )

令和 3 年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務  
にかかると質疑書

令和 年 月 日

事業者名

担当者名

電話番号

質疑事項

(注意)

※質問 1 問につき 1 枚を使用し、できるだけ簡潔に記載すること。

※受付期限：令和 3 年 6 月 9 日 (水) 17 時 00 分まで

別紙 3

F A X 送信票 ( 0 8 8 9 - 2 0 - 9 5 2 2 )

令和 3 年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務  
企画提案参加申込書

令和 年 月 日

一般社団法人仁淀ブルー観光協議会  
代表理事 大山 端 様

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

(担当者 電話番号)

令和 3 年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務にかかるプロポーザルに  
参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

※受付期限：令和 3 年 6 月 15 日（火）17 時 00 分まで

## 法人の概要書

法人名		
所在地	〒	
代表者 職・氏名		
従業員数等		
設立年月		
事業内容		
資格要件	令和3年～5年度 高知県競争入札参加資格登録者である	はい・いいえ
	「高知県物品購入等関係者指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない	はい・いいえ
	本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理を有し、関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、打合せ等に常時参加できる体制がとれる	はい・いいえ
	地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない	はい・いいえ

事業実績一覧表

(商品造成、観光地域づくり、観光戦略策定、DMO アドバイザー等の類似業務の他、  
これまでの主な実績について簡単に箇条書きのこと)



1 業務の名称

令和3年度仁淀ブルーDMO観光戦略推進・策定支援委託業務

2 業務の目的

(一社)仁淀ブルー観光協議会は、高知県中西部に位置する、仁淀川流域6市町村(土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村)と連携を密にするとともに、関係団体とも連携しながら、仁淀川流域の自然や歴史文化、伝統産業などそれぞれの観光資源を活用した交流人口の拡大等を図るために必要な施策や基盤整備を推進し、仁淀川地域の観光振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的に設立された。

仁淀川地域は、県庁所在地である高知市から車で30分というアクセスの良い場所にあるうえ、国土交通省の全国一級河川水質調査で、2010年から8回「水質が最も良好な河川」に選ばれた「奇跡の清流 仁淀川」の知名度の向上により、近年、多くの県外観光客が訪れている。

「奇跡の清流仁淀川の魅力を全国へ、世界へ」というスローガンのもと、5つの基本理念を掲げ、仁淀川流域が持つ豊かな自然、豊富な食、心からのおもてなしを通じて、魅力的な観光地域づくりを推進し、令和2年3月に日本版DMO法人に登録され、観光戦略を実行中である。

本業務では、実行中の仁淀川地域観光振興計画に基づく「仁淀ブルーDMO」観光戦略の推進に必要なアドバイス及び実行支援並びに令和4年度から5年間の仁淀川地域観光振興計画(観光戦略と一体化した新たな計画)の策定を支援することを目的とする。

3 業務の内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

(2) 業務の詳細

ア 観光戦略推進への支援

(ア) 来訪者実態調査の運用支援

仁淀川流域を訪れる観光客の属性や満足度、消費額等を把握するために行っているWEBアンケート調査について、より実態に即したデータを収集できるよう、調査方法や設置場所等に対するアドバイスを行うこと。

また、四半期ごとに調査結果の分析を支援すること。

(イ) ワーキンググループの開催支援

観光戦略の推進状況の共有や(ア)のWEBアンケートの調査結果のフィードバック等をするため、構成市町村や観光協会等の関係者が出席するワーキンググループの開催にあたって、会議資料を作成するとともに、会議の運営支援を行うこと。(年3回以上)

(ウ) 着地体験プログラム等の磨き上げ・販売強化の支援

仁淀川地域内の着地体験プログラムについて、ファムツアーを実施する等、広く国内外からの誘客に向けた商品の磨き上げ・販売強化を支援すること。

(6商品以上)

支援する体験プログラムについては、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

#### イ 新たな仁淀川地域観光振興計画策定への支援

##### (ア) 観光資源や観光客の動向に関する調査

令和4年4月から令和9年3月末までの新たな仁淀川地域観光振興計画における受入環境整備やプロモーション展開の方向性を明確化するため、仁淀川地域や地域内の観光資源の認知度や興味度、満足度等について調査すること。(1,000サンプル以上)

また、観光客の周遊スポットなどの周遊状況等に関する動向調査も含むこと。

(400サンプル以上)

##### (イ) これまでの取組の検証及び新たな仁淀川地域観光振興計画の素案作成に向けた関係者への調査

現在実行している仁淀川地域観光振興計画及び計画に基づく観光戦略に沿ったこれまでの取組や今後仁淀川地域として注力すべきこと等に関する構成市町村や観光協会等の関係者へのヒアリングや、成果指標の達成状況等から取組の効果検証を支援すること。

##### (ウ) 新たな仁淀川地域観光振興計画の素案作成支援

(ア)、(イ)及びその他既存データ等の内容を踏まえ、仁淀川地域観光振興計画の素案(詳細版・概要版)の作成を支援すること。

<仁淀川地域観光振興計画(詳細版)に記載する項目(イメージ)>

- ・目指す姿
- ・これまでの取組の検証、分析
- ・全国的な旅行トレンドやニーズ
- ・県や各市町村の観光振興の取組との連携
- ・戦略のテーマとコンセプト
- ・目標設定
- ・ターゲット
- ・取組内容(戦略と戦術)
- ・推進体制
- ・上記を踏まえたロードマップ

記載する項目は、企画内容等を踏まえ、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

##### (エ) 新たな仁淀川地域観光振興計画の策定に向けたワーキングの開催支援

(ウ)で作成した仁淀川地域観光振興計画素案について、構成市町村・観光協会等が集まる場における協議を支援する。(11月上旬頃までに実施)

#### 4 成果品

次に掲げる成果物を、令和4年3月18日までに委託者に提出すること。

- (1) 3(2)イ(ア)の調査結果報告書A4版15部及びその電子データ一式
- (2) 3(2)イにおいて作成した仁淀川地域観光振興計画(詳細版・概要版)等の電子データ一式
- (3) 事業の全体概要を記載した最終報告書A4版15部及びその電子データ一式

#### 5 その他の留意事業

- (1) 業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、委託者が実施している他の事業との連動を意識し、迅速かつ効率的・効果的

な遂行を心がけること

- (2) 委託者は、業務委託期間中いつでも業務の進捗状況の報告を求めることができる。
- (3) 受託者は、業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、委託者の承認を得ないで他に漏らし、又は業務以外の目的に利用することを禁じる。
- (4) 受託者は業務の全部を一括して、又は本業務における総合企画、業務進捗管理、手法の決定等を第三者に委託、若しくは請け負わせることはできない。
- (5) 事業の実施に直接必要となる人件費や旅費、消耗品費等の経費は、本委託業務を含むものとするが、機械・器具等の財産の購入は対象とならないため、リース或いはレンタルで対応すること。
- (6) 委託内容について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、その指示に従うこととする。